

変更後	変更前
<p>確定給付企業年金に関する数理実務基準</p> <p style="text-align: right;">制定 2002年 8月26日 全文改定 2017年12月20日 改定 2019年 7月22日 改定 2020年 6月22日 改定 2021年 9月17日 改定 2021年12月20日 <u>改定 2022年10月24日</u></p> <p style="text-align: right;">公益社団法人 日本年金数理人会</p> <p>(略)</p> <p>本実務基準が前提とする確定給付企業年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知（以下「確定給付企業年金法令等」という。）は次の通り。</p> <p>◇確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：令和3年5月19日法律第37号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：令和3年8月6日政令第229号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：<u>令和4年1月21日厚生労働省令第13号</u>）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成15年3月18日厚生労働省告示第99号、その後の改正を含む。）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年12月14日厚生労働省告示第412号、最終改正：令和元年12月27日厚生労働省告示第211号）</p> <p>◇確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：<u>令和4年1月21日年発0121第3号</u> 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：<u>令和4年1月21日年企発0121第3号</u> 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）</p>	<p>確定給付企業年金に関する数理実務基準</p> <p style="text-align: right;">制定 2002年 8月26日 全文改定 2017年12月20日 改定 2019年 7月22日 改定 2020年 6月22日 改定 2021年 9月17日 改定 2021年12月20日</p> <p style="text-align: right;">公益社団法人 日本年金数理人会</p> <p>(略)</p> <p>本実務基準が前提とする確定給付企業年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知（以下「確定給付企業年金法令等」という。）は次の通り。</p> <p>◇確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：令和3年5月19日法律第37号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：令和3年8月6日政令第229号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：<u>令和3年9月27日厚生労働省令第159号</u>）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成15年3月18日厚生労働省告示第99号、その後の改正を含む。）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年12月14日厚生労働省告示第412号、最終改正：令和元年12月27日厚生労働省告示第211号）</p> <p>◇確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：<u>令和3年9月27日年発0927第3号</u> 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：<u>令和3年9月27日年企発0927第1号</u> 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）</p>

◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和3年8月2日年発0802第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）

◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和3年9月1日厚生労働省令第150号）

◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（令和3年9月1日年企発第0901第2号、最終改正：令和4年1月21日年企発第0121第5号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）

◇確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて（令和3年9月27日年企発第0927第3号、最終改正：令和4年1月21日年企発第0121第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）

（略）

以上

◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和3年8月2日年発0802第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）

◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和3年9月1日厚生労働省令第150号）

◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（令和3年9月1日年企発第0901第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）

（略）

以上

確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス

変更後	変更前
<p>確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス</p> <p style="text-align: right;">制定 2002年 8月26日 全文改定 2017年12月20日 改定 2018年 2月21日 改定 2018年12月21日 改定 2019年 3月25日 改定 2019年 7月22日 改定 2020年 6月22日 改定 2021年 9月17日 改定 2021年12月20日 <u>改定 2022年10月24日</u></p> <p style="text-align: right;">公益社団法人 日本年金数理人会</p> <p>（略）</p>	<p>確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス</p> <p style="text-align: right;">制定 2002年 8月26日 全文改定 2017年12月20日 改定 2018年 2月21日 改定 2018年12月21日 改定 2019年 3月25日 改定 2019年 7月22日 改定 2020年 6月22日 改定 2021年 9月17日 改定 2021年12月20日</p> <p style="text-align: right;">公益社団法人 日本年金数理人会</p> <p>（略）</p>

変更後	変更前
<p>本ガイドランスが前提とする確定給付企業年金法令等は次の通り。</p> <p>◇確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：令和3年5月19日法律第37号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：令和3年8月6日政令第229号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：令和4年1月21日厚生労働省令第13号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成15年3月18日厚生労働省告示第99号、その後の改正を含む。）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年12月14日厚生労働省告示第412号、最終改正：令和元年12月27日厚生労働省告示第211号）</p> <p>◇確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和4年1月21日年発0121第3号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：令和4年1月21日年企発0121第3号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）</p> <p>◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和3年8月2日年発0802第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和3年9月1日厚生労働省令第150号）</p> <p>◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（令和3年9月1日年企発第0901第2号、最終改正：令和4年1月21日年企発第0121第5号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）</p> <p>◇確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて（令和3年9月27日年企発第0927第3号、最終改正：令和4年1月21日年企発第0121第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）</p> <p>確定給付企業年金法令等が改正され、当該改正を織り込むための本ガイドランスの改定が行われるまでの間に、当該改正に沿って本専門業務を行う場合においては、当該改正による本ガイドランスへの影響を考慮するべきである。</p>	<p>本ガイドランスが前提とする確定給付企業年金法令等は次の通り。</p> <p>◇確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：令和3年5月19日法律第37号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：令和3年8月6日政令第229号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：令和3年9月27日厚生労働省令第159号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成15年3月18日厚生労働省告示第99号、その後の改正を含む。）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年12月14日厚生労働省告示第412号、最終改正：令和元年12月27日厚生労働省告示第211号）</p> <p>◇確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和3年9月27日年発0927第3号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：令和3年9月27日年企発0927第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）</p> <p>◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和3年8月2日年発0802第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和3年9月1日厚生労働省令第150号）</p> <p>◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（令和3年9月1日年企発第0901第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）</p> <p>確定給付企業年金法令等が改正され、当該改正を織り込むための本ガイドランスの改定が行われるまでの間に、当該改正に沿って本専門業務を行う場合においては、当該改正による本ガイドランスへの影響を考慮するべきである。</p>

目次

変更後	変更前
目次	目次

〔用語の略称等〕	10	〔用語の略称等〕	10
第1節 基礎率	11	第1節 基礎率	11
第2節 財政方式	24	第2節 財政方式	23
第3節 掛金	26	第3節 掛金	25
第4節 財政検証	50	第4節 財政検証	49
第5節 財政計算	84	第5節 財政計算	83
第6節 その他の事項	92	第6節 その他の事項	90
第7節 年金数理人の確認	101	第7節 年金数理人の確認	99
第8節 簡易な基準	103	第8節 簡易な基準	101
補足事項 財政悪化リスク相当額	105	補足事項 財政悪化リスク相当額	103
付録1 確定給付企業年金に関する様式マニュアル	149	付録1 確定給付企業年金に関する様式マニュアル	147
付録2 平成29年1月改正後の財政運営にかかる数値例	193	付録2 平成29年1月改正後の財政運営にかかる数値例	188

第1節 基礎率

変更後		変更前	
1. ～2 (略)		1. ～2 (略)	
3. その他留意事項		3. その他留意事項	
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)	
(5) 昇給指数 (予想昇給率)		(5) 昇給指数 (予想昇給率)	
(略)		(略)	
〔昇給指数 (予想昇給率) の変更時期〕 ・昇給指数 (予想昇給率) の見直しは、財政再計算、法改正による標準報酬の上下限額の改定時 (基準給与に「標準報酬月額」を使用する場合) などに、財政の健全性に留意の上で適宜実施すること。	・財政再計算時に、従前のペアの見込みが将来の見通しに沿わない等の理由によりこれを変更することができる。 なお、ペアの見込みのみを変更することも可。	〔昇給指数 (予想昇給率) の変更時期〕 ・昇給指数 (予想昇給率) の見直しは、財政再計算、法改正による標準報酬の上下限額の改定時 (基準給与に「標準報酬月額」を使用する場合) などに、財政の健全性に留意の上で適宜実施すること。	・財政再計算時に、従前のペアの見込みが将来の見通しに沿わない等の理由によりこれを変更することができる。 なお、ペアの見込みのみを変更することも可。
〔確定給付企業年金の給与に「企業型年金における拠出限度額を超える部分」が反映される場合		(新設)	(新設)

<p><u>の昇給指数の設定方法</u></p> <p>・<u>確定給付企業年金と企業型年金（確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金をいう。以下同様。）を併設している場合であって、超過部分（企業型年金の拠出限度額を超える部分をいう。以下同様。）が確定給付企業年金の給付額に反映される給付設計の場合には、昇給指数の算定に留意する。</u></p> <p><u>（設計の例）</u> <u>ポイント制の退職金制度において、全体の70%相当の「単年度ポイント×単価×0.7÷12」を確定給付企業年金のポイントに毎月累積し、残る「単年度ポイント×単価×0.3÷12」を企業型年金の事業主掛金として毎月拠出する。ただし、上記の事業主掛金が「55,000円－他制度掛金相当額」を上回るときは、事業主掛金は「55,000円－他制度掛金相当額」とし、当該上回る部分は確定給付企業年金の「単年度ポイント×単価×0.7÷12」へ加算したうえで、確定給付企業年金のポイントに累積する。</u></p> <p>・<u>確定給付企業年金の本来部分及び超過部分の給付水準を適切に反映するように昇給指数を算定する。</u></p> <p><u>（例示）</u> <u>①反復計算による方法</u></p> <p><u>例として、給与A＝確定給付企業年金の本来部分給与、給与B＝超過部分給与とすると、各加入者の給与は給与A＋給与Bとなり、この制度で財政再計算をした場合、反復計算は以下のようになる。</u></p> <p>a <u>給与A＋給与Bに基づく仮の昇給指数・加入時給与等を算定</u> b <u>aを基に他制度掛金相当額を算定</u> c <u>bを基に各人の給与Bを再算定（B'とする）</u> a' <u>給与A＋給与B'に基づく仮の昇給指数・加入時給与等を算定</u> b' <u>a'を基に他制度掛金相当額を算定</u> c' <u>b'をもとに各人の給与Bを再算定（B'とする）</u> a'' <u>給与A＋給与B'に基づく仮の昇給指数・加入時給与等を算定</u> …以下、収束するまで繰り返す</p> <p><u>②反復計算によらない方法</u> <u>（例1）超過部分給与を織り込まない方法</u> <u>計算基準日時点における本来部分給与のみに基づき昇給指数を算定する。</u></p> <p><u>（例2）本来部分と超過部分を合わせた給与に基づく方法</u> <u>計算基準日時点における本来部分と超過部分を合わせた給与を使用して昇給指数を算定する。</u></p> <p>[その他] ・昇給指数（予想昇給率）については、統計資料（基礎データ）から得られる年齢別粗平均給与に対して補整を施したもの（年齢別補整給与）を基礎に算定すること。 （静態的昇給指数についても同様。）</p> <p>（略）</p> <p>(6)新規加入者の見込み</p> <p>（略）</p>	<p>・<u>この場合、企業型年金の拠出限度額（他制度掛金相当額）と確定給付企業年金の給与の関係が循環する。</u></p> <p>・<u>反復計算に用いるデータの入手可能性（超過部分とそれ以外の給与を分けて把握できるか）や、財政運営が不安定となる可能性（財政再計算ごとに昇給指数の変動に伴い標準掛金が大きく変動する可能性）等に十分留意する。</u></p> <p>・<u>給与に係る規程や実績から超過部分の金額が小さく昇給指数への影響が小さい場合は合理的な方法と考えられる。</u></p> <p>・<u>この場合、財政再計算の都度他制度掛金相当額の変更に伴う確定給付企業年金の給与の傾向が変化していくことに注意する。</u></p> <p>（例示） ・最小自乗法による補整 ・グレヴィルの補整式による方法</p>	<p>[その他] ・昇給指数（予想昇給率）については、統計資料（基礎データ）から得られる年齢別粗平均給与に対して補整を施したもの（年齢別補整給与）を基礎に算定すること。 （静態的昇給指数についても同様。）</p> <p>（略）</p> <p>(6)新規加入者の見込み</p> <p>（略）</p>	<p>（例示） ・最小自乗法による補整 ・グレヴィルの補整式による方法</p>
---	--	--	---

<p>○予定新規加入者数 〔算定方法〕</p> <p>ア) 予定新規加入者数は、前記により定めた予定加入年齢で加入した場合の予定加入者期間及び基準日における加入者総数に基づき、新規加入が毎年定常的に発生し、その結果として定常状態における加入者総数が将来見込まれる加入者総数と一致するなど合理的な方法により見込むことが考えられる。</p> $LN = L \times \frac{1}{e^x}$ <p>L : 将来見込まれる加入者数など e^x : 加入年齢 x 歳の平均加入者期間 (予定脱退率を用いて算出したもの)</p> <p>イ) ア) により算定した予定新規加入者数が、過去の実績又は将来の見通しに照らして著しく大きいと判断される場合には、経過措置的に基準日から一定の期間について見込みを適宜減少させることが考えられる。 なお、一定の期間については、将来の見通しに関する明確な根拠を得られる場合にはこれに基づく期間を、特に得られない場合には概ね次回再計算までの期間などにより設定することが考えられる。</p> <p>〔事業主等からの提示による場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の加入者総数、あるいは新規加入者数などが、合理的な根拠を伴って、事業主等から提示がある場合には、予定新規加入者数を、事業主からの提示に基づいて見込むことが考えられる。 <p>○予定新規加入者給与総額 〔算定方法〕</p> <p>ア) 予定新規加入者給与総額は、予定新規加入者数と同様に、定常状態における加入者の給与総額が将来見込まれる給与総額と一致するなど合理的な方法により見込むことが考えられる。</p> <p>イ) 上記ア) の方法の他、財政の健全性に配慮の上で、予定新規加入者の平均給与額を過去の実績の単純平均、又は昇給指数（予想昇給率）の算定の基礎とした補整給与として見込む方法を用いることも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 昇給指数（予想昇給率）にベアを見込んでいる場合には、ア) による新規加入者給与総額率の算定には静態的昇給指数を使用することが考えられる。 予定新規加入者給与総額を補整給与により見込む場合には、昇給指数（予想昇給率）の算定時から基準日までの賃金の変動を考慮して適宜補正することが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者数の増加を見込むことが合理的である場合でも財政上の健全性に配慮すること。 将来見込まれる加入者総数が合理的に見込めない場合には、基準日における加入者総数を用いることも考えられる。<u>例えば、定年延長等で加入者範囲が変更になる場合、財政上の健全性に配慮のうえ、変更前の加入者範囲における加入者総数と基準日時点の加入者総数が一致するように予定新規加入者数を見込むことが考えられる。</u> 将来見込まれる給与総額が合理的に見込めない場合には、基準日における給与総額を用いることも考えられる。<u>例えば、定年延長等で加入者範囲が変更になる場合、財政上の健全性に配慮のうえ、変更前の加入者範囲における給与総額と基準日における給与総額が一致するように予定新規加入者給与総額を見込むことが考えられる。</u> <u>例えば掛金の加重平均など、複数の集団において、ひとつ又は集団ごとの新規加入者の給与を使用している場合、これは、あくまで按分計算を前提にしているものであり、標準掛金算定における予定新規加入者給与総額として設定しているものではない</u> 	<p>○予定新規加入者数 〔算定方法〕</p> <p>ア) 予定新規加入者数は、前記により定めた予定加入年齢で加入した場合の予定加入者期間及び基準日における加入者総数に基づき、新規加入が毎年定常的に発生し、その結果として定常状態における加入者総数が将来見込まれる加入者総数と一致するなど合理的な方法により見込むことが考えられる。</p> $LN = L \times \frac{1}{e^x}$ <p>L : 将来見込まれる加入者数など e^x : 加入年齢 x 歳の平均加入者期間 (予定脱退率を用いて算出したもの)</p> <p>イ) ア) により算定した予定新規加入者数が、過去の実績又は将来の見通しに照らして著しく大きいと判断される場合には、経過措置的に基準日から一定の期間について見込みを適宜減少させることが考えられる。 なお、一定の期間については、将来の見通しに関する明確な根拠を得られる場合にはこれに基づく期間を、特に得られない場合には概ね次回再計算までの期間などにより設定することが考えられる。</p> <p>〔事業主等からの提示による場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の加入者総数、あるいは新規加入者数などが、合理的な根拠を伴って、事業主等から提示がある場合には、予定新規加入者数を、事業主からの提示に基づいて見込むことが考えられる。 <p>○予定新規加入者給与総額 〔算定方法〕</p> <p>ア) 予定新規加入者給与総額は、予定新規加入者数と同様に、定常状態における加入者の給与総額が将来見込まれる給与総額と一致するなど合理的な方法により見込むことが考えられる。</p> <p>イ) 上記ア) の方法の他、財政の健全性に配慮の上で、予定新規加入者の平均給与額を過去の実績の単純平均、又は昇給指数（予想昇給率）の算定の基礎とした補整給与として見込む方法を用いることも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 昇給指数（予想昇給率）にベアを見込んでいる場合には、ア) による新規加入者給与総額率の算定には静態的昇給指数を使用することが考えられる。 予定新規加入者給与総額を補整給与により見込む場合には、昇給指数（予想昇給率）の算定時から基準日までの賃金の変動を考慮して適宜補正することが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者数の増加を見込むことが合理的である場合でも財政上の健全性に配慮すること。 将来見込まれる加入者総数が合理的に見込めない場合には、基準日における加入者総数を用いることも可。 将来見込まれる給与総額が合理的に見込めない場合には、基準日における給与総額を用いることも考えられる。 <p><u>(新設)</u></p>
---	---	---	--

<p>[事業主等からの提示による場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の新規加入者の給与の総額（または予定新規加入者の給与の額の平均）が、合理的な根拠を伴って、事業主等から提示がある場合には、予定新規加入者給与総額を、事業主からの提示に基づいて見込むことが考えられる。 <p>(7)～(9) (略)</p>	<p><u>ため、初めて他制度掛金相当額を算定する財政再計算を行う場合には、改めて加入時給与を設定することになると考えられる。</u></p>	<p>[事業主等からの提示による場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の新規加入者の給与の総額（または予定新規加入者の給与の額の平均）が、合理的な根拠を伴って、事業主等から提示がある場合には、予定新規加入者給与総額を、事業主からの提示に基づいて見込むことが考えられる。 <p>(7)～(9) (略)</p>	
--	---	--	--

第2節 財政方式

変更後		変更前	
<p>法第57条に基づき、将来にわたり財政の均衡を保つことが可能な方式とし、年金財政の健全性に留意しつつ、給付制度内容、加入者の特性に応じて選択する。</p> <p>1. 一般的な方式 (1)加入年齢方式 特定年齢での標準加入者を設定して、標準加入者が収支相等する標準掛金を全加入者に適用し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。例えば、退職金との調整があるなど過去勤務期間を給付算定に取込んだ制度において使用する財政方式。</p> <p>(2)予測単位積増方式 計算基準日から1年間の加入者期間の増加に基づき、見込まれる給付現価の増加を標準掛金とする方式。なお、給与比例の給付設計においては、将来の予定昇給を織込むこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)、(3)及び(4)の方式は、予測給付評価方式と呼ばれ、将来の給付額を予測し、一方、将来の掛金収入と年金資産の合計額が将来の給付額と一致するように掛金を算定する。 <u>財政方式に加入年齢方式を採用していた制度が将来の新規加入者がほとんど見込めない制度などに移行するにあたり、移行前の取扱いを継続しようとする場合には、財政上の健全性に配慮した上で引き続き加入年齢方式を使用することも考えられる。</u> <u>この場合、例えば現存する加入者の加入年齢を基に予定新規加入年齢を設定する、または従前の予定新規加入年齢を継続して使用することなどが考えられる。</u> 発生給付評価方式と呼ばれる方式のひとつ。 予測単位積増方式においては加入者や受給権者の計算基準日までの加入者期間に対応する通常予測給付現価を数理債務とする。 	<p>法第57条に基づき、将来にわたり財政の均衡を保つことが可能な方式とし、年金財政の健全性に留意しつつ、給付制度内容、加入者の特性に応じて選択する。</p> <p>1. 一般的な方式 (1)加入年齢方式 特定年齢での標準加入者を設定して、標準加入者が収支相等する標準掛金を全加入者に適用し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。例えば、退職金との調整があるなど過去勤務期間を給付算定に取込んだ制度において使用する財政方式。</p> <p>(2)予測単位積増方式 計算基準日から1年間の加入者期間の増加に基づき、見込まれる給付現価の増加を標準掛金とする方式。なお、給与比例の給付設計においては、将来の予定昇給を織込むこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)、(3)及び(4)の方式は、予測給付評価方式と呼ばれ、将来の給付額を予測し、一方、将来の掛金収入と年金資産の合計額が将来の給付額と一致するように掛金を算定する。 <u>(新設)</u> 発生給付評価方式と呼ばれる方式のひとつ。 予測単位積増方式においては加入者や受給権者の計算基準日までの加入者期間に対応する通常予測給付現価を数理債務とする。

<p>(3)開放基金方式 現在および将来の加入者について、将来期間に対して収支相等する標準掛金を適用し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。この財政方式を採用する場合には、将来の加入者規模を一定とする将来加入者の追加加入を前提としているため、将来の加入者規模の安定性に留意すること。</p> <p>(4)総合保険料方式（閉鎖型） 現在の加入者および受給権者について、過去勤務債務まで含めて収支相等する掛金を標準掛金とする方式。なお、特別掛金は基本的にゼロとなる。将来の新規加入者がほとんど見込めない制度などにおいて用いる。</p> <p>2. ～3. (略)</p>	<p><u>・将来の新規加入者がほとんど見込めない制度などにおいて標準掛金及び特別掛金を設定する目的で、将来の加入者規模がゼロとなる前提で開放基金方式を用いることも考えられる。</u></p>	<p>(3)開放基金方式 現在および将来の加入者について、将来期間に対して収支相等する標準掛金を適用し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。この財政方式を採用する場合には、将来の加入者規模を一定とする将来加入者の追加加入を前提としているため、将来の加入者規模の安定性に留意すること。</p> <p>(4)総合保険料方式（閉鎖型） 現在の加入者および受給権者について、過去勤務債務まで含めて収支相等する掛金を標準掛金とする方式。なお、特別掛金は基本的にゼロとなる。将来の新規加入者がほとんど見込めない制度などにおいて用いる。</p> <p>2. ～3. (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p>
--	--	--	--------------------

第5節 財政計算

変更後		変更前	
<p>【経過措置】 ○平成29年12月31日以前を計算基準日として行う財政計算について、旧基準で行うことができる。(なお、平成30年1月1日以後を計算基準日として行う財政計算については、必ず新基準で行うこと。)</p> <p>1. 財政計算を行う場合 規則第49条、第50条、第57条に基づき財政計算を行う場合は、実施する該当事由に応じて、標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金を算定する。</p> <p>また、実施する該当事由に係わらず、財政計算毎に、適切な算定方法によって、財政悪化リスク相当額を算定する。(ただし、簡易な基準を使用している場合は、財政悪化リスク相当額を零とする。)</p>	<p>・実施する該当事由によっては、リスク対応掛金の算定は任意となることに留意する。 ・財政計算の計算基準日において、リスク算定告示第2条第2項第1号に該当する場合、当該財政計算において、特別算定方法によって、財政悪化リスク相当額を算定する。 [補足] ・標準算定方法を用いている場合において、リスク算定告示第2条第2項第1号に該当しても、それを理由として、直ちに特別算定方法を用いた財政計算を行う必要はない。ただし、該当事点が、他の事由による財政計算の計算基準日の場合、当該財政計算において、特別算定方法によって、財政悪化リスク相当額を算定する必</p>	<p>【経過措置】 ○平成29年12月31日以前を計算基準日として行う財政計算について、旧基準で行うことができる。(なお、平成30年1月1日以後を計算基準日として行う財政計算については、必ず新基準で行うこと。)</p> <p>1. 財政計算を行う場合 規則第49条、第50条、第57条に基づき財政計算を行う場合は、実施する該当事由に応じて、標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金を算定する。</p> <p>また、実施する該当事由に係わらず、財政計算毎に、適切な算定方法によって、財政悪化リスク相当額を算定する。(ただし、簡易な基準を使用している場合は、財政悪化リスク相当額を零とする。)</p>	<p>・実施する該当事由によっては、リスク対応掛金の算定は任意となることに留意する。 ・財政計算の計算基準日において、リスク算定告示第2条第2項第1号に該当する場合、当該財政計算において、特別算定方法によって、財政悪化リスク相当額を算定する。 [補足] ・標準算定方法を用いている場合において、リスク算定告示第2条第2項第1号に該当しても、それを理由として、直ちに特別算定方法を用いた財政計算を行う必要はない。ただし、該当事点が、他の事由による財政計算の計算基準日の場合、当該財政計算において、特別算定方法によって、財政悪化リスク相当額を算定する必</p>

<p>[留意事項]</p> <p>(1)規則第50条第4号の「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合」とは以下のよう な場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例示 ①加入者の資格又は給付設計の変更を行う場合であって、当該変更による年金財政への 影響が軽微と判断できる場合。 ②権利義務の移転承継を行う場合において、年金財政への影響が軽微と判断できる場合。 <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2. ～3. (略)</p>	<p>要がある。</p> <p>・<u>給付設計の変更（法第4条第5号に掲げる事項の変更を指す。ただし、附則に権利義務承継等の場合における過去の給付の取扱いを規定する場合は該当範囲に含めない。以下、本項において同様。）によって端数処理前の他制度掛金相当額が千円以上変動する可能性が見込まれる場合は、給付水準に一定程度の変動が生じると考えられることから、「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合」には該当しないものとして取り扱う必要がある。</u></p> <p>なお、端数処理前の他制度掛金相当額が千円以上変動する可能性が見込まれるかどうかの判定においては、給付設計の変更に関する基礎率等以外は、変更前後で統一した基準で比較することに留意すること。</p> <p>なお、財政再計算に用いる基礎率については、前回の財政計算において定めた基礎率のうち、継続して用いることが適切な場合についてはこれを継続して用いることが出来る。（予定利率、予定死亡率及び給付設計の変更に関する基礎率を除く。）</p> <p>・<u>給付設計の変更等（給付設計の変更（法第4条第5号に掲げる事項の変更を指す。）以外の給付水準の変化を伴う変更を含む）により端数処理前の他制度掛金相当額が千円以上変動する可能性が見込まれる場合は「年金財政への影響が軽微と判断できる場合」には該当しないものとして取り扱う必要がある。</u></p>	<p>[留意事項]</p> <p>(1)規則第50条第4号の「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合」とは以下のよう な場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例示 ①加入者の資格又は給付設計の変更を行う場合であって、当該変更による年金財政への 影響が軽微と判断できる場合。 ②権利義務の移転承継を行う場合において、年金財政への影響が軽微と判断できる場合。 <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2. ～3. (略)</p>	<p>要がある。</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--	---	---------------------------------

付録1：確定給付企業年金に関する様式マニュアル

変更後		変更前	
本マニュアルは、法第97条第1項に定める「厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であって厚生労働省令で定めるもの」を作成する場合に、参考となる記載方法を説明する資料である。		本マニュアルは、法第97条第1項に定める「厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であって厚生労働省令で定めるもの」を作成する場合に、参考となる記載方法を説明する資料である。	
目次		目次	
第1項 様式(「簡易な基準」を除く)	…………… 150	第1項 様式(「簡易な基準」を除く)	…………… 148
第2項 様式(「簡易な基準」)	…………… 180	第2項 様式(「簡易な基準」)	…………… 175

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

変更後		変更前	
(略)	(略)	(略)	(略)
C2-ア 給付の設計の基礎を示した書類(表紙)	<p>1. 書類の作成 承認認可基準通知別紙3申請書類一覧に定める場合に作成する。 脚注の「○は申請の内容が当該書類に関係する場合は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約変更の承認、認可、届出 給付設計内容を変更する場合 	<p>C2-ア 給付の設計の基礎を示した書類(表紙)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約変更の承認、認可、届出 給付設計内容を変更する場合 <p>・規約変更日以前の期間に係る給付の額を増額する場合であって、当該増額に係る実施事業所の事業主が企業型年金を実施している場合、給付水準の引き上げを他制度掛金相当額に反映させずに行うなどの確定拠出年金の拠出可能枠の恣意的な操作を防止する観点から、申請手続きを要することに留意すること(2024年12月1日以降を変更日とする規約変更から適用)。なお、合併等による実施事業所の増加に伴い、過去勤務期間を加入者期間へ通算する場合は、申請に該当しないとされている。</p>	<p>(新設)</p>
C2-イ 給付の設計の基礎を示	<p>1. 減額の場合は7の備考欄に、変更前後の通常予測給付現価を記入する。なお、給付設計内容の変更と同時に予定利率、予定死亡率等の基礎率や財政方式を変更する場合は、統一した基準で比較することに留意すること。 再評価に用いる指標の見込みとして直近5年間の実績値の平均値を用いる必</p>	<p>C2-イ 給付の設計の基礎を示</p> <p>・減額とならない場合、給付減額となることが分かるように、その根拠を7の備考欄に記入する。</p> <p>1. 減額の場合は7の備考欄に、変更前後の通常予測給付現価を記入する。なお、給付設計内容の変更と同時に予定利率、予定死亡率等の基礎率や財政方式を変更する場合は、統一した基準で比較することに留意すること。 再評価に用いる指標の見込みとして直近5年間の実績値の平均値を用いる必</p>	<p>・減額とならない場合、給付減額となることが分かるように、その根拠を7の備考欄に記入する。</p>

<p>した書類</p>	<p>要があるが、直近5年間の実績値の平均値が零を下回る場合には零とすること。</p> <p><u>2. 規約の統合・分割等（※）によって、実施事業所の全部又は一部の加入者の権利義務を他の規約に移転させ、当該移転先の規約において実施事業所として新たに加わる場合において、当該加入者に対して移転前後で同一の給付設計を適用する場合は、その旨を7の備考欄に記入すること。</u></p> <p><u>（※）上記の統合・分割等とは、具体的には以下の場合が該当する。</u></p> <p>① 法第74条に基づく規約の統合 ② 法第75条に基づく規約の分割 ③ 法第76条に基づく基金の合併 ④ 法第77条に基づく基金の分割 ⑤ 法第79条に基づく権利義務の移転 ⑥ 法第80条に基づく規約型から基金への移行 ⑦ 法第81条に基づく基金から規約型への移行</p> <p><u>（備考欄の記入例）</u></p> <p>・<u>確定給付企業年金法第74条の規定の基づき規約型企業年金の統合を行うもので、当該統合に伴い加入者等に係る給付の支給に関する権利義務が移転される実施事業所の加入者に対しては、移転前後で同一の給付設計を適用する。</u></p> <p>3. 各項目の記入例</p> <p>4-給付の額の算定方法 （再評価の指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第29条第2号-具体的な指標 期間：毎年、〇年毎 指標：直近△年間の□年国債の応募者利回りの平均値 ・「再評価の指標」が規則第29条第4号又は第5号に該当する場合は、組み合わせ又は上下限の元となった「号」のチェックボックスを全てチェックする。 <p>5-給付の額の改定 額の改定の方法 改定期間：毎年、〇年経過毎 改定方法：定率△%、加算を行う方法 加算方法：前の期間の給付の額に指標を乗じて得た額を加算、あらかじめ定めた給付の額を上回る額を加算 （額の改定の指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（再評価の指標）に準じて記入する。 <p>6-給付の支給要件</p>	<p>・<u>企業型年金の拠出限度額に係る経過措置適用終了要件の判断に必要とされる項目として記入をするもの。左記の場合は、経過措置の適用終了要件である「確定給付企業年金の開始」として扱わずに経過措置適用の継続ができる。なお、当該加入者に対して適用する給付設計（法第4条第5号に掲げる事項を指す。ただし、附則に権利義務承継等の場合における過去の給付の取扱いを規定する場合は該当範囲に含めない。以下、本項において同様。）が移転前後で同一ではないが、移転前と比べて軽微な変更の範囲である場合には、様式C3-イ又は様式C4-イ備考欄にその旨を記入すること。</u></p> <p>・<u>2024年12月1日以降を適用日とする様式から記入をすること。</u></p> <p>・<u>左記は上記①の場合の記入例である。②～⑦の場合も左記に準じる。</u></p> <p>（有価証券指標の例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東証株価指数 ・Russell/Nomura Prime インデックス 	<p>した書類</p> <p>要があるが、直近5年間の実績値の平均値が零を下回る場合には零とすること。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>2. 各項目の記入例</p> <p>4-給付の額の算定方法 （再評価の指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第29条第2号-具体的な指標 期間：毎年、〇年毎 指標：直近△年間の□年国債の応募者利回りの平均値 ・「再評価の指標」が規則第29条第4号又は第5号に該当する場合は、組み合わせ又は上下限の元となった「号」のチェックボックスを全てチェックする。 <p>5-給付の額の改定 額の改定の方法 改定期間：毎年、〇年経過毎 改定方法：定率△%、加算を行う方法 加算方法：前の期間の給付の額に指標を乗じて得た額を加算、あらかじめ定めた給付の額を上回る額を加算 （額の改定の指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（再評価の指標）に準じて記入する。 <p>6-給付の支給要件</p>	<p><u>（新設）</u></p> <p>（有価証券指標の例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東証株価指数 ・Russell/Nomura Prime インデックス
-------------	---	---	--	---

<p>(略)</p> <p>様式C3-イ</p> <p>総括表 (掛金の計算の基礎を示した書類)</p>	<p>受給資格:加入者期間○年以上、加入者期間△年以上(但し□歳以上の場合は◇年以上) 年金の支給内容:開始年齢○歳、保証期間△年、支給期間□年</p> <p>一時金選択の可否:有り、無し 一時金選択時期:支給開始時、開始から5年を経過した日 一時金選択割合:全部、一部(○%、△%、…)</p> <p>(略)</p>		<p>(略)</p> <p>様式C3-イ</p> <p>総括表 (掛金の計算の基礎を示した書類)</p>	<p>受給資格:加入者期間○年以上、加入者期間△年以上(但し□歳以上の場合は◇年以上) 年金の支給内容:開始年齢○歳、保証期間△年、支給期間□年</p> <p>一時金選択の可否:有り、無し 一時金選択時期:支給開始時、開始から5年を経過した日 一時金選択割合:全部、一部(○%、△%、…)</p> <p>(略)</p>	
	<p>1. 区分</p> <p>複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。</p> <p>2. ~8. (略)</p> <p>9. 備考</p> <p>備考欄には、次のような事項を記入する。</p> <p>財政再計算該当事由 給付設計等の変更内容 数理上の特記事項 財政運営に関し予め定めた事項 <u>企業型年金の拠出限度額に係る経過措置に関する事項</u></p> <p>(備考欄の記入例)</p> <p>(略)</p>	<p>様式の脚注1の再掲</p> <p><u>・標準掛金率は給付区分ごとに記入する。</u> <u>・給付区分が多い場合は、便宜的に一つの給付区分に必要な項目を記入し、給付区分ごとに異なる項目(標準掛金等)のみ別紙とすることは可。</u> <u>この場合、給付区分の名称及び対応する項目並びに算定根拠を記載する(様式C3-ウ、C4-ウにおいて同じ)。</u></p> <p>備考欄に書ききれない場合は、別紙に記入する。</p> <p>他の様式に記入されている場合でも、留意すべき事項は重複して記入できる。</p> <p>・給付区分特例を実施する場合、承継事業所償却積立金を設ける場合は、その旨を記入する。</p> <p><u>・企業型年金の拠出限度額に係る経過措置に関する事項については、法第4条第5号に掲げる事項の変更の際に記入するものとし、実施事業所の経過措置適用の有無に関わらず2024年12月1日以降を適用日とする様式から記入をすること。</u></p>		<p>1. 区分</p> <p>複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記入すること。</p> <p>2. ~8. (略)</p> <p>9. 備考</p> <p>備考欄には、次のような事項を記入する。</p> <p>財政再計算該当事由 給付設計等の変更内容 数理上の特記事項 財政運営に関し予め定めた事項</p> <p>(備考欄の記入例)</p> <p>(略)</p>	<p>様式の脚注1の再掲</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>備考欄に書ききれない場合は、別紙に記入する。</p> <p>他の様式に記入されている場合でも、留意すべき事項は重複して記入できる。</p> <p>・給付区分特例を実施する場合、承継事業所償却積立金を設ける場合は、その旨を記入する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

	<p>・特別掛金及びリスク対応掛金は、掛金の拠出方法の概要を備考に記載する。</p> <p>・<u>企業型年金の拠出限度額に係る経過措置に関する事項としては、例えば以下の事項があり、(例)のように記入することが考えられる。</u></p> <p>・<u>規約の統合・分割等（様式C 2-イ参照）によって、実施事業所の全部又は一部の加入者の権利義務を他の規約に移転させ、当該移転先の規約において実施事業所として新たに加わる場合において、当該加入者に対して適用する給付設計が移転前後で同一ではない場合に、当該給付設計の変更のみを単独で行ったと仮定した場合の財政再計算の要否及び当該給付設計の変更が軽微な変更の範囲である等の理由により、財政計算が不要と判断した場合には、財政計算を行わない理由を併せて記入する。</u></p> <p><u>(例)</u></p> <p>・<u>確定給付企業年金法第74条の規定に基づく規約型企業年金の統合を行うが、当該統合により加入者の権利義務を移転させる実施事業所の加入者に対して適用する給付設計は、移転前と比べて軽微な変更の範囲と判断できることから、当該変更による財政再計算は不要である。</u></p>	<p>様式の脚注6の再掲</p> <p>・<u>給付設計の変更とは、法第4条第5号に掲げる事項の変更を指す。ただし、附則に権利義務承継等の場合における過去の給付の取扱いを規定する場合は該当範囲に含まれない。</u></p> <p>・<u>左記の「軽微な変更の範囲」とは、具体的には、移転先規約に従前の給付設計を維持したまま移転させた上で（ステップ1）、移転後に実際に適用される給付設計に変更した（ステップ2）と仮定した場合において、ステップ2の給付設計変更に係る財政再計算の要否判断（積立状況や次回の財政再計算の時期などを考慮せずに、給付乗率など給付の算定方法に係る変更の影響や、昇給率などの計算基礎率への影響のみに基づいて仮想的に判断するもの）を行い、「不要」と判断される場合に限る。</u></p> <p>・<u>左記は規約型企業年金の統合の場合の記入例である。他の規約の統合・分割等の場合も左記に準じる。</u></p>	<p>・特別掛金及びリスク対応掛金は、掛金の拠出方法の概要を備考に記載する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>様式の脚注6の再掲</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>様式C 3-ウ</p> <p>掛金計算基礎（掛金の計算の基礎を示した書類）</p>	<p>1. 記入箇所 財政計算に用いた計算基礎以外は記入する必要はないものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。</p> <p>2. 区分 様式C 3-イに準じて記入する。</p>	<p>様式の脚注1の再掲 ※印のある項目は必ず記入することに留意する。</p> <p>・<u>一つの給付区分において、性別、職種、事業所別等に応じて異なる基礎率を設定している場合は、記入欄に複数行で記入する、あるいは備考欄に注記する等の方法により、使用している複数の基礎率を明示する。</u></p>	<p>様式C 3-ウ</p> <p>掛金計算基礎（掛金の計算の基礎を示した書類）</p>	<p>様式の脚注1の再掲 ※印のある項目は必ず記入することに留意する。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>様式C 3-ウの1</p> <p>基礎率等</p>	<p>3. ～10. (略)</p>		<p>様式C 3-ウの1</p> <p>基礎率等</p>	<p>3. ～10. (略)</p>
<p>様式C 3-ウの2</p>	<p>1. ～11. (略)</p>		<p>様式C 3-ウの2</p>	<p>1. ～11. (略)</p>

<p>掛金率算定表</p>	<p>12. 備考</p> <p>備考欄には、確定拠出年金法施行令第11条第2号に定める他制度掛金相当額の算定に用いた数値及び算定した額を記入する。その他、掛金率算定に関する特記事項があれば記入する。</p> <p>(備考欄の記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 他制度掛金相当額 <p>確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令第3条に基づき他制度掛金相当額を算定した場合 他制度掛金相当額の算定に用いた通常予測給付現価及び人数現価並びに算定した額を記入する。</p> <p>【加入年齢方式の場合】 「標準的な加入者に係る通常予測給付現価：〇〇円 標準的な加入者に係る人数現価：〇〇円 他制度掛金相当額：〇〇円」</p> <p>【開放基金方式の場合】 「現在加入者に係る将来分の通常予測給付現価と将来加入者に係る通常予測給付現価を合算した額：〇〇円 現在加入者及び将来加入者に係る人数現価：〇〇円 他制度掛金相当額：〇〇円」</p> <p>【閉鎖型総合保険料方式の場合】 「現在加入者に係る将来分の通常予測給付現価：〇〇円 現在加入者に係る人数現価：〇〇円 他制度掛金相当額：〇〇円」</p> <p>確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令第4条に基づき他制度掛金相当額を算定した場合 他制度掛金相当額の算定に用いた標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値並びに算定した額を記入する。</p> <p>「計算基準日における財政計算の結果に基づく 標準掛金の総額：〇〇円 計算基準日における加入者数：〇〇人 他制度掛金相当額：〇〇円」</p> <p>なお、数理上標準掛金率×平均給与によって他制度掛金相当額を算定した場合は、「計算基準日における数理上標準掛金率：〇〇%、計算基準日における平均給与：〇〇円、他制度掛金相当額：〇〇円」を、定額制度の場合は、「<u>計算基準日における数理上標準掛金率：〇〇%、他制度掛金相当額：〇〇円</u>」を記入する等他制度掛金相当額の算定根拠がわかるような記載とすることが望ましいと考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 異なる基礎率等を設定している加入者の集団で、1つの標準掛金を設定している場合、同一の基礎率等を設定している集団ごとで他制度掛金相当額を算定し、標準掛金算定時と同様の比率またはそれに準じた合理的な比率で加重平均することで全体の他制度掛金相当額とすることが考えられる。 積立金が積立上限額を超え、掛金の控除をしている場合は、当該控除がないものとして他制度掛金相当額を算定することとされている。(確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令第6条より) 掛金の一部を負担している加入者の他制度掛金相当額は、加入者が負担した掛金に対応する給付を他制度掛金相当額の算定に含めないような合理的な方法により算定することとされている。(「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A」番号14より) 標準掛金設定時に負の掛金を採用し標準掛金の引下げを行っている場合、当該負の掛金は考慮せずに他制度掛金相当額を算定することが合理的と考えられる。 「標準的な加入者」に係る現価は次の①～③が考えられる。 ①標準的な加入者1人当たりの現価 ②標準的な加入者の、基準日直後に加入してくる加入者全員の現価 ③標準的な加入者の、将来加入してくる加入者全員の現価 複数の区分がある場合は、表形式等で記載することも考えられる。 他制度掛金相当額は月額換算後 	<p>掛金率算定表</p>	<p>12. 備考</p> <p>備考欄には、確定拠出年金法施行令第11条第2号に定める他制度掛金相当額の算定に用いた数値及び算定した額を記入する。その他、掛金率算定に関する特記事項があれば記入する。</p> <p>(備考欄の記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 他制度掛金相当額 <p>確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令第3条に基づき他制度掛金相当額を算定した場合 他制度掛金相当額の算定に用いた通常予測給付現価及び人数現価並びに算定した額を記入する。</p> <p>【加入年齢方式の場合】 「標準的な加入者に係る通常予測給付現価：〇〇円 標準的な加入者に係る人数現価：〇〇円 他制度掛金相当額：〇〇円」</p> <p>【開放基金方式の場合】 「現在加入者に係る将来分の通常予測給付現価と将来加入者に係る通常予測給付現価を合算した額：〇〇円 現在加入者及び将来加入者に係る人数現価：〇〇円 他制度掛金相当額：〇〇円」</p> <p>【閉鎖型総合保険料方式の場合】 「現在加入者に係る将来分の通常予測給付現価：〇〇円 現在加入者に係る人数現価：〇〇円 他制度掛金相当額：〇〇円」</p> <p>確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令第4条に基づき他制度掛金相当額を算定した場合 他制度掛金相当額の算定に用いた標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値並びに算定した額を記入する。</p> <p>「計算基準日における財政計算の結果に基づく 標準掛金の総額：〇〇円 計算基準日における加入者数：〇〇人 他制度掛金相当額：〇〇円」</p> <p>なお、数理上標準掛金率×平均給与によって他制度掛金相当額を算定した場合は、「計算基準日における数理上標準掛金率：〇〇%、計算基準日における平均給与：〇〇円、他制度掛金相当額：〇〇円」を、定額制度の場合は、「他制度掛金相当額：〇〇円」のみを記入する等他制度掛金相当額の算定根拠がわかるような記載とすることが望ましいと考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 異なる基礎率等を設定している加入者の集団で、1つの標準掛金を設定している場合、同一の基礎率等を設定している集団ごとで他制度掛金相当額を算定し、標準掛金算定時と同様の比率またはそれに準じた合理的な比率で加重平均することで全体の他制度掛金相当額とすることが考えられる。 積立金が積立上限額を超え、掛金の控除をしている場合は、当該控除がないものとして他制度掛金相当額を算定することとされている。(確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令第6条より) 掛金の一部を負担している加入者の他制度掛金相当額は、加入者が負担した掛金に対応する給付を他制度掛金相当額の算定に含めないような合理的な方法により算定することとされている。(「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A」番号14より) 標準掛金設定時に負の掛金を採用し標準掛金の引下げを行っている場合、当該負の掛金は考慮せずに他制度掛金相当額を算定することが合理的と考えられる。 「標準的な加入者」に係る現価は次の①～③が考えられる。 ①標準的な加入者1人当たりの現価 ②標準的な加入者の、基準日直後に加入してくる加入者全員の現価 ③標準的な加入者の、将来加入してくる加入者全員の現価 複数の区分がある場合は、表形式等で記載することも考えられる。 他制度掛金相当額は月額換算後
---------------	--	---	---------------	---	---

<p>(略)</p> <p>様式C4-イ</p> <p>総括表 (財政再計算報告書)</p>	<p>(略)</p> <p>様式C3-イに同じ。</p> <p>ただし、()がある欄については以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・()内には財政再計算前のものを記入し、()外には財政再計算後のものを記入する。 ・財政再計算前は、直近の財政計算又は決算時の値とする。 ・財政再計算前後で変更のないものは、財政再計算前のみを記入することも可とする。 <p><u>2024年12月1日までを適用日として、直近の財政計算の結果に基づいて他制度掛金相当額を算定し規約に規定する場合は、以下の通り記入することが考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>総括表を斜線とした上で、備考欄に他制度掛金相当額の算定に用いた通常予測給付現価及び人数現価並びに算定した額を記入する。</u> ・<u>当該直近の財政計算時の様式C4-イの数値を記入した上で、備考欄に他制度掛金相当額の算定に用いた通常予測給付現価及び人数現価並びに算定した額を記入する。</u> ・<u>様式C4に代えて「再計算を行わない理由を示した書類」に上記の必要事項を記載する</u> <p><u>・財政再計算と併せて給付設計の変更に係る規約変更を行う場合は、当該給付設計の変更のみを単独で行ったと仮定した場合の財政再計算の要否および、財政再計算が不要と判断した場合には「財政再計算を行わない理由」を併せて、備考欄に記入すること。</u></p> <p><u>(備考欄の記入例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>給付設計(確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項)の変更により、確定給付企業年金法第58条第2項の規定に基づく財政再計算を行う。</u> ・<u>財政再計算と同時に給付設計(確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項)の変更に係る規約変更を行うが、当該給付設計の変更のみでは年金財政への影響は軽微であり財政再計算は行わないと判断できることから、給付設計の変更による財政再計算には該当しない。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>実施事業所が複数存在する確定給付企業年金において、一部の実施事業所で給付設計の変更がある場合には、給付設計の変更がある実施事業所が属する給付区分ごとに、上記と同様に財政再計算の要否を判断し、当該実施事業所ごとに経過措置適用終了の判断結果を備考欄に記入する。</u> 	<p>の金額を記載することとされている。「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A」番号5より)</p> <p>の金額を記載することとされている。「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A」番号5より)</p> <p>(略)</p> <p>様式C4-イ</p> <p>総括表 (財政再計算報告書)</p> <p>(略)</p> <p>様式C3-イに同じ。</p> <p>ただし、()がある欄については以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・()内には財政再計算前のものを記入し、()外には財政再計算後のものを記入する。 ・財政再計算前は、直近の財政計算又は決算時の値とする。 ・財政再計算前後で変更のないものは、財政再計算前のみを記入することも可とする。 <p><u>(新設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令第4条の方法による場合は、他制度掛金相当額の算定に用いた通常予測給付現価及び人数現価に代えて、標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値等、他制度掛金相当額の算定根拠がわかるものを記載する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>2024年12月1日以降を適用日とする様式から記入をすること。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>様式の脚注9参照。企業型年金の拠出限度額に係る経過措置適用終了の判断に必要とされる項目として記入をするもの。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>給付設計の変更による財政再計算に該当する場合の記入例</u> ・<u>給付設計の変更による財政再計算に該当しない場合の記入例</u> <p><u>企業型年金における拠出限度額に係る経過措置の適用は企業型年金の実施事業所単位であり、実施事業所ごとの経過措置適用終了の判断に必要とされる項目として記入をするもの。</u></p>	<p>(略)</p> <p>様式C4-イ</p> <p>総括表 (財政再計算報告書)</p> <p>(略)</p> <p>様式C3-イに同じ。</p> <p>ただし、()がある欄については以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・()内には財政再計算前のものを記入し、()外には財政再計算後のものを記入する。 ・財政再計算前は、直近の財政計算又は決算時の値とする。 ・財政再計算前後で変更のないものは、財政再計算前のみを記入することも可とする。 <p><u>(新設)</u></p>	<p>の金額を記載することとされている。「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A」番号5より)</p> <p>の金額を記載することとされている。「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A」番号5より)</p> <p>(略)</p> <p>様式C4-イ</p> <p>総括表 (財政再計算報告書)</p> <p>(略)</p> <p>様式C3-イに同じ。</p> <p>ただし、()がある欄については以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・()内には財政再計算前のものを記入し、()外には財政再計算後のものを記入する。 ・財政再計算前は、直近の財政計算又は決算時の値とする。 ・財政再計算前後で変更のないものは、財政再計算前のみを記入することも可とする。 <p><u>(新設)</u></p>
--	---	--	---	---

(略)	(略)		(略)	(略)	
-----	-----	--	-----	-----	--

第2項 様式(「簡易な基準」)

変更後			変更前		
(略)	(略)		(略)	(略)	
C2-ア 給付の設計の基礎を示した書類(表紙)	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 承認認可基準通知別紙3申請書類一覧に定める場合に作成する。 「(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)」と記入する。 脚注の「○は申請の内容が当該書類に係る場合」は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> 規約変更の承認、認可、届出 給付設計内容を変更する場合 	<p>・規約変更日前の期間に係る給付の額を増額する場合であって、当該増額に係る実施事業所の事業主が企業型年金を実施している場合、給付水準の引き上げを他制度掛金相当額に反映させずに行うなどの確定拠出年金の拠出可能枠の恣意的な操作を防止する観点から、申請手続きを要することに留意すること(2024年12月1日以降を変更日とする規約変更から適用)。なお、合併等による実施事業所の増加に伴い、過去勤務期間を加入者期間へ通算する場合は、申請に該当しないとされている。</p>	C2-ア 給付の設計の基礎を示した書類(表紙)	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 承認認可基準通知別紙3申請書類一覧に定める場合に作成する。 「(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)」と記入する。 脚注の「○は申請の内容が当該書類に係る場合」は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> 規約変更の承認、認可、届出 給付設計内容を変更する場合 	(新設)
C2-ウ 給付の設計の基礎を示した書類	<p>1. 減額の場合は6の備考欄に、変更前後の通常予測給付現価を記入する。なお、給付設計内容の変更と同時に予定利率、予定死亡率等の基礎率や財政方式を変更する場合は、統一した基準で比較することに留意すること。</p> <p>2. <u>規約の統合・分割等(第1項 様式C2-イ参照)によって、実施事業所の全部又は一部の加入者の権利義務を他の規約に移転させ、当該移転先の規約において実施事業所として新たに加わる場合において、当該加入者に対して移転前後で同一の給付設計を適用する場合は、その旨を6の備考欄に記入すること。</u> なお、記入例については第1項 様式C2-イに同じ。</p>	<p>・減額判定の際に、数理債務を用いることも可とする。但し、将来期間分のみを減額するなど、給付現価は減少、数理債務は増加となる場合は、その旨追記すること。</p> <p>・減額とならない場合、給付減額とならないことが分かるように、その根拠を6の備考欄に記入する。</p> <p>・<u>企業型年金の拠出限度額に係る経過措置適用終了の判断に必要なとされる項目として記入をするもの。</u>なお、当該加入者に対して適用する給付設計が移転前後で同一ではないが、移転前と比べて軽微な変更の範囲である場合には、様式C3-エ又は様式C4-エ備考欄にその旨を記入すること。</p>	C2-ウ 給付の設計の基礎を示した書類	<p>1. 減額の場合は6の備考欄に、変更前後の通常予測給付現価を記入する。なお、給付設計内容の変更と同時に予定利率、予定死亡率等の基礎率や財政方式を変更する場合は、統一した基準で比較することに留意すること。</p> <p>(新設)</p>	<p>・減額判定の際に、数理債務を用いることも可とする。但し、将来期間分のみを減額するなど、給付現価は減少、数理債務は増加となる場合は、その旨追記すること。</p> <p>・減額とならない場合、給付減額とならないことが分かるように、その根拠を6の備考欄に記入する。</p> <p>(新設)</p>

<p>(略)</p> <p>様式C3-エ</p> <p>総括表 (掛金の計算の基礎を示した書類 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金))</p>	<p>3. 各項目の記入例</p> <p>3-給付の額の算定方法 (再評価の指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則第29条第2号-具体的な指標 期間:毎年、〇年毎 指標:直近△年間の□年国債の応募者利回りの平均値 「再評価の指標」が規則第29条第4号又は第5号に該当する場合は、組み合わせ又は上下限の元となった「号」のチェックボックスを全てチェックする。 <p>4-給付の額の改定 額の改定の方法</p> <p>改定期間:毎年、〇年経過毎 改定方法:定率△%、加算を行う方法 加算方法:前の期間の給付の額に指標を乗じて得た額を加算、あらかじめ定めた給付の額を上回る額を加算 (額の改定の指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> (再評価の指標) に準じて記入する。 規則第29条第2号-具体的な指標 指標:契約者価額の計算に用いる予定利率 <p>5-給付の支給要件</p> <p>受給資格:加入者期間〇年以上、加入者期間△年以上(但し□歳以上の場合は◇年以上)</p> <p>年金の支給内容:開始年齢〇歳、保証期間△年、支給期間□年 一時金選択の可否:有り、無し 一時金選択時期:支給開始時、開始から5年を経過した日 一時金選択割合:全部、一部(〇%、△%、…)</p> <p>(略)</p> <p>1. ~6. (略)</p> <p>7. 備考</p> <p>備考欄には、次のような事項を記入する。 財政再計算該当事由 給付設計等の変更内容 数理上の特記事項 財政運営に関し予め定めた事項 <u>企業型年金の拠出限度額に係る経過措置に関する事項</u></p> <p>(備考欄の記入例)</p> <p>(略)</p> <p>・中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡しを受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロの要件を満たすことが確認できるよう、引</p>	<p><u>・2024年12月1日以降を適用日とする様式から記入をすること。</u></p> <p>当該項目の記載は、受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）の場合に限る。</p> <p>契約者価額が数理債務の額を下回らないことが確実に見込まれるものであること。</p> <p>備考欄に書ききれない場合は、別紙に記入する。</p> <p>他の様式に記入されている場合でも、留意すべき事項は重複して記入できる。</p> <p>様式の脚注の再掲</p>	<p>(略)</p> <p>様式C3-エ</p> <p>総括表 (掛金の計算の基礎を示した書類 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金))</p>	<p>2. 各項目の記入例</p> <p>3-給付の額の算定方法 (再評価の指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則第29条第2号-具体的な指標 期間:毎年、〇年毎 指標:直近△年間の□年国債の応募者利回りの平均値 「再評価の指標」が規則第29条第4号又は第5号に該当する場合は、組み合わせ又は上下限の元となった「号」のチェックボックスを全てチェックする。 <p>4-給付の額の改定 額の改定の方法</p> <p>改定期間:毎年、〇年経過毎 改定方法:定率△%、加算を行う方法 加算方法:前の期間の給付の額に指標を乗じて得た額を加算、あらかじめ定めた給付の額を上回る額を加算 (額の改定の指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> (再評価の指標) に準じて記入する。 規則第29条第2号-具体的な指標 指標:契約者価額の計算に用いる予定利率 <p>5-給付の支給要件</p> <p>受給資格:加入者期間〇年以上、加入者期間△年以上(但し□歳以上の場合は◇年以上)</p> <p>年金の支給内容:開始年齢〇歳、保証期間△年、支給期間□年 一時金選択の可否:有り、無し 一時金選択時期:支給開始時、開始から5年を経過した日 一時金選択割合:全部、一部(〇%、△%、…)</p> <p>(略)</p> <p>1. ~6. (略)</p> <p>7. 備考</p> <p>備考欄には、次のような事項を記入する。 財政再計算該当事由 給付設計等の変更内容 数理上の特記事項 財政運営に関し予め定めた事項</p> <p>(備考欄の記入例)</p> <p>(略)</p> <p>・中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡しを受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロの要件を満たすことが確認できるよう、引</p>	<p>当該項目の記載は、受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）の場合に限る。</p> <p>契約者価額が数理債務の額を下回らないことが確実に見込まれるものであること。</p> <p>備考欄に書ききれない場合は、別紙に記入する。</p> <p>他の様式に記入されている場合でも、留意すべき事項は重複して記入できる。</p> <p>様式の脚注の再掲</p>
--	--	---	--	--	--

<p>(略)</p> <p>様式C3-オの2</p> <p>掛金率算定表</p> <p>(略)</p> <p>様式C4-エ、オ</p> <p>総括表</p>	<p>渡しを受ける解約手当金相当額及び引渡しに伴い増加する給付現価を記載する。</p> <p><u>・企業型年金の拠出限度額に係る経過措置に関する事項としては、第1項 様式C3-イを参照。</u></p> <p>(略)</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 備考 備考欄には、確定拠出年金法施行令第11条第2号に定める他制度掛金相当額の算定に用いた標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値並びに算定した額を記入する。その他、掛金率算定に関する特記事項があれば記入する。</p> <p>(備考欄の記入例)</p> <p>・他制度掛金相当額 「計算基準日における財政計算の結果に基づく 標準掛金の総額：〇〇円 計算基準日における加入者数：〇〇人 他制度掛金相当額：〇〇円」 なお、数理上標準掛金率×平均給与によって他制度掛金相当額を算定した場合は、「計算基準日における数理上標準掛金率：〇〇%、計算基準日における平均給与：〇〇円、他制度掛金相当額：〇〇円」を、定額制度の場合は、「<u>計算基準日における数理上標準掛金率：〇〇%、他制度掛金相当額：〇〇円</u>」を記入する等他制度掛金相当額の算定根拠がわかるような記載とすることが望ましいと考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>様式C3-エ、オに同じ。 ただし、()がある欄については以下のとおりとする。 ・()内には財政再計算前のものを記入し、()外には財政再計算後のものを記入する。</p>	<p>・積立金が積立上限額を超え、掛金の控除をしている場合は、当該控除がないものとして他制度掛金相当額を算定することとされている。(確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令第6条より)</p> <p>・掛金の一部を負担している加入者の他制度掛金相当額は、加入者が負担した掛金に対応する給付を他制度掛金相当額の算定に含めないような合理的な方法により算定することとされている。(「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A」番号14より)</p> <p>・標準掛金設定時に負の掛金を採用し標準掛金の引下げを行っている場合、当該負の掛金は考慮せずに他制度掛金相当額を算定することが合理的と考えられる。</p> <p>・複数の区分がある場合は、表形式等で記載することも考えられる。</p> <p>・他制度掛金相当額は月額換算後の金額を記載することとされている。(「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A」番号5より)</p>	<p>(略)</p> <p>様式C3-オの2</p> <p>掛金率算定表</p> <p>(略)</p> <p>様式C4-エ、オ</p> <p>総括表</p>	<p>渡しを受ける解約手当金相当額及び引渡しに伴い増加する給付現価を記載する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 備考 備考欄には、確定拠出年金法施行令第11条第2号に定める他制度掛金相当額の算定に用いた標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値並びに算定した額を記入する。その他、掛金率算定に関する特記事項があれば記入する。</p> <p>(備考欄の記入例)</p> <p>・他制度掛金相当額 「計算基準日における財政計算の結果に基づく 標準掛金の総額：〇〇円 計算基準日における加入者数：〇〇人 他制度掛金相当額：〇〇円」 なお、数理上標準掛金率×平均給与によって他制度掛金相当額を算定した場合は、「計算基準日における数理上標準掛金率：〇〇%、計算基準日における平均給与：〇〇円、他制度掛金相当額：〇〇円」を、定額制度の場合は、「他制度掛金相当額：〇〇円」のみを記入する等他制度掛金相当額の算定根拠がわかるような記載とすることが望ましいと考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>様式C3-エ、オに同じ。 ただし、()がある欄については以下のとおりとする。 ・()内には財政再計算前のものを記入し、()外には財政再計算後のものを記入する。</p>	<p>・積立金が積立上限額を超え、掛金の控除をしている場合は、当該控除がないものとして他制度掛金相当額を算定することとされている。(確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令第6条より)</p> <p>・掛金の一部を負担している加入者の他制度掛金相当額は、加入者が負担した掛金に対応する給付を他制度掛金相当額の算定に含めないような合理的な方法により算定することとされている。(「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A」番号14より)</p> <p>・標準掛金設定時に負の掛金を採用し標準掛金の引下げを行っている場合、当該負の掛金は考慮せずに他制度掛金相当額を算定することが合理的と考えられる。</p> <p>・複数の区分がある場合は、表形式等で記載することも考えられる。</p> <p>・他制度掛金相当額は月額換算後の金額を記載することとされている。(「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A」番号5より)</p>
--	--	--	--	---	--

<p>(財政再計算報告書(簡易な基準に基づく確定給付企業年金))</p> <p>掛金計算基礎(財政再計算報告書(簡易な基準に基づく確定給付企業年金))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財政再計算前は、直近の財政計算又は決算時の値とする。 ・財政再計算前後で変更のないものは、財政再計算前のみを記入することも可とする。 ・<u>財政再計算と併せて給付設計の変更(確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項)に係る規約変更を行う場合は、当該給付設計の変更のみを単独で行ったと仮定した場合の財政再計算の要否および、財政再計算が不要と判断した場合には「財政再計算を行わない理由」を併せて、備考欄に記入すること。</u> <u>(様式C4-Iに同じ)</u> <p><u>なお、2024年12月1日までを適用日として他制度掛金相当額を規約に規定する等、財政再計算を伴わず他制度掛金相当額を規約に規定する場合、総括表を斜線とし、「備考」欄に他制度掛金相当額の算定に用いた標準掛金の総額、加入者数等の基礎数値及び算定した他制度掛金相当額等を記載する(他制度掛金相当額の算定根拠が分かるような記載とする)ことが考えられる。また、様式C-4に代えて「再計算を行わない理由を示した書類」に上記の必要事項を記載することも考えられる。</u></p>	<p>・<u>様式の脚注2参照</u></p>	<p>(財政再計算報告書(簡易な基準に基づく確定給付企業年金))</p> <p>掛金計算基礎(財政再計算報告書(簡易な基準に基づく確定給付企業年金))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財政再計算前は、直近の財政計算又は決算時の値とする。 ・財政再計算前後で変更のないものは、財政再計算前のみを記入することも可とする。 <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

以上